

健康福祉局 資 料	No. 1
--------------	-------

令和5年12月6日
課 名 健康福祉局健康福祉総務課
担当者 課長 齊藤
内 線 3020

令和5年広島県議会12月定例会

提 案 見 込 事 項

令和5年12月6日

健 康 福 祉 局

1 予算議案

(1) 補正予算

ア 令和5年度一般会計補正予算総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国支出金	県 債	そ の 他		
健康福祉局関係	民生費	145,302,501	408,701	145,711,202	338,693	0	1,489	68,519
	衛生費	132,533,560	683,900	133,217,460	603,923	0	2,084	77,893
	計	277,836,061	1,092,601	278,928,662	942,616	0	3,573	146,412

イ 一般会計補正予算の内訳

[款] 民生費

(項) 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国支出金	県債	そ の 他		
社会福祉総務費	77,711,712	289,941	78,001,653	254,709	0	諸収入 617	34,615	1. 給与改定に伴う補正 35,232 2. 障害者自立支援推進事業費 40,093 3. 介護保険推進事業費 214,616
計	108,048,453	289,941	108,338,394	254,709	0	617	34,615	

(項) 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国支出金	県債	そ の 他		
児童福祉総務費	16,575,270	113,772	16,689,042	78,996	0	諸収入 872	33,904	1. 給与改定に伴う補正 34,776 2. 子育て支援対策費 78,996
児童措置費	19,859,910	4,988	19,864,898	4,988	0	0	0	1. 児童福祉施設措置費 4,988
計	36,435,180	118,760	36,553,940	83,984	0	872	33,904	

[款] 衛生費
 (項) 公衆衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国支出金	県債	その他		
公衆衛生総務費	5,539,293	18,541	5,557,834	0	0	諸収入 491	18,050	1. 給与改定に伴う補正 18,541
計	89,230,376	18,541	89,248,917	0	0	491	18,050	

(項) 環境衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国支出金	県債	その他		
環境衛生総務費	314,543	8,243	322,786	0	0	諸収入 288	7,955	1. 給与改定に伴う補正 8,243
計	4,082,994	8,243	4,091,237	0	0	288	7,955	

(項) 保健所費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国支出金	県債	その他		
保健所費	1,854,722	35,809	1,890,531	0	0	諸収入 701	35,108	1. 給与改定に伴う補正 35,809
計	1,854,722	35,809	1,890,531	0	0	701	35,108	

(項) 医薬費

(単位:千円)

目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国支出金	県債	その他		
医薬総務費	1,165,343	17,105	1,182,448	0	0	諸収入 325	16,780	1. 給与改定に伴う補正 17,105
医務費	35,471,129	604,202	36,075,331	603,923	0	諸収入 279	0	1. 地域医療対策推進費 604,202
計	37,365,468	621,307	37,986,775	603,923	0	604	16,780	

2 予算以外の議案

(1) 条例関係

ア 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例中の所管事項

(内容)

市町に移譲している事務の追加などのため、関係規定を整備

区分	対象市町	追加する事務の内容
医療法	広島市、呉市及び福山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営情報の報告の受付 ・ 医療法人の活動状況等の情報の提供

(施行期日)

公布の日

イ 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(内容)

医療及び療育体制の強化等を図る目的で、わかば療育園を広島県立障害者療育支援センターから広島県立障害者リハビリテーションセンターへ移転することに伴い、両センターの業務内容等を整理するとともに、両センターの施設名を変更するため、関係条例の規定を整備

(施行期日)

令和6年2月8日

(2) その他の議案

ア 権利の放棄について

(内容)

税外債権の徴収・整理を効率的に進めるため、回収努力を行っても、なお、回収不能となった債権を放棄

(単位：円)

債権名	債権額
母子福祉資金貸付元利金	747,276
母子福祉資金貸付戻入金	120,000
高齢者住宅整備資金貸付違約金	605,973
生活保護費戻入金及び返還金	766,676

イ 公の施設の指定管理者の指定について

(内容)

公の施設の指定管理者を次のとおり指定

施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定期間
広島県立広島がん高精度放射線治療センター	(一社) 広島県医師会	R6. 4. 1～R11. 3. 31